| 改正概要説明書 | |
|---|---|
| 国名： サウジアラビア | 法令名：特許・意匠法 |
| 改正情報：2018 年 7 月 3 日公布 | |

改正概要：

1. 所轄の変更

特許，意匠は，サウジ知的所有権庁が取り扱うことになり（第 2 条），委員会（審判，発明及び強制ライセンスの対価の決定及び侵害事件の刑事訴訟を所管）の構成員の指名（第 35 条）と手数料額と本法規則（第 42 条）とはサウジ知的所有権庁の局長会議が勧告することになった。

2. 集積回路の定義の明確化

集積回路は，動的かつ相互接続の材料が一体的に形成されたものと規定され，最終形態又は中間形態の製品であると明確化された。（第 2 条）。

3. 発明者認定基準の変更

発明者の認定基準が，「発明に援助のみする者を除く，寄与した者」から「発明の努力に貢献した者」に変更された（第 5 条）。

4. 従業員発明の例外としての雇用契約

従業員発明に雇用契約に別段の規定がある場合を除く旨が規定された（第 6 条）。

5. 移転通告義務のある対象者の変更

移転通告義務のある対象者が，他人（others：利害を共にする必要のない者）への移転から第三者（a third party：自分を含めた当事者以外の者）への移転に変更された（第 17 条）。

6. 強制ライセンスの限定要件

強制ライセンスが何人にも排他的であってはならないと規定された(第 24 条第 A 項(5))。

7. 「産業上の方法」への明確化

発明（特許・意匠）の「方法」は，「産業上の方法」であることが明確化された（第 48 条）。

8. 回路配置の独創性の明確化

回路配置の独創性が，集積回路の設計考案者及び製造者の間で「陳腐でない」場合から「知られていない」場合へと明確化された（第 50 条）。

改正内容：

・第 2 条

従来のアブドゥラジズ王科学技術都市所在の特許総局からサウジ知的所有権庁に名称変更された

。また，集積回路の定義が「・・・集積回路として形成されたもの」であったが，「電子的機能を果たすことを目的とする<u>最終形態又は中間形態の</u>製品及び<u>その素子</u>であって少なくとも 1 が能動的であり<u>，かつ，相互接続の一部又は全部が 1 の材料の中又は上において，一体的に</u>形成されているもの」と下線部が追加された

・第 5 条

発明者が，従来，発明に援助のみする者を除く寄与した者、との定義から，発明の努力に貢献した者、と改定された。

・第 6 条
従業員発明の適用が「雇用契約に別段の規定がある場合を除き，保護証書の内容が当該契約の履行若しくは保護証書を作成する努力を履行する義務に起因する場合」と下線部の例外規定が規定された。
・第 17 条
保護書類の所有者が譲受人又は利用権の移転を受けた者に対し，移転通告する義務の対象は，保護証書が何らかの処分行為に従って他人に譲渡された場合，又は保護証書を実施する権利が何らかの理由で第三者に移転された場合，と下線部が「他人」から「第三者」に変更された。
・第 24 条
A 項(5)：従来，「ライセンスは，ライセンシーにとって排他的なものであってはならない。」から下線が削除され，強制ライセンスが何人にも排他的にしてはならないと規定された。
C 項：カウンターライセンス（保護証書のライセンス）と下線が追加され，カウンターライセンスの意味が明確化された。
・第 31 条
一部放棄の場合，「放棄された部分」が効力を有さない旨が明記された。
・第 33 条
無効の効力を有するのが無効決定の公告日であることを明確にするため，下線が追加された。
・第 35 条
12 級以上の等級は，法律専門家及び技術専門家の両方であることを明確化した。
委員会の構成員の指名は長官から局長会議議長に変更された。
・第 35 条
手数料の勧告は，長官から局長会議に変更された。
・第 43 条
発明において，「方法」が「産業上の方法（industrial process)」に変更された。
・第 48 条
発明において，「方法」が「産業上の方法（industrial process)」に変更された。
・第 50 条
回路配置証書が付与される「独創的」とは，回路配置設計が設計考案者及び製造者の間で陳腐でない場合から知られていない場合に変更された。
・第 55 条
(e) 植物品種の名称は人々が品種を特定できる旨と，下線が追加された。
・第 57 条
植物特許により付与された権利は，植物品種に係る業務を規制するために取られる如何なる措置によっても制限されない，と下線が追加された。
・第 63 条
本法施行規則及びそれに必要な決定は，長官から局長会議に変更された。